

平成 28 年 4 月 20 日

各事業主 様

ぜんこくDB企業年金基金

マイナンバー制度に係る当基金の対応について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、ご高承のとおり、平成 28 年 1 月から【社会保障・税番号制度】（以下、『マイナンバー制度』といいます。）がスタートいたしました。

マイナンバー制度の導入により、当基金では**個人番号(マイナンバー)が必要とされる場合(*)**、個人番号の収集業務を企業年金連合会に委託することで、**直接当基金宛に個人番号を提出していただく事務を省略させていただくことといたしました**のご案内申し上げます。これは、郵送によるお届けの負担を解消するとともに誤配送による漏えいリスクを回避するためであります。

企業年金連合会に対して個人番号の収集を委託する際に、当基金で管理しております個人情報（基礎年金番号、氏名、性別、住所）を企業年金連合会に提示することになります。

なお、当基金が個人番号を利用する範囲は、税務署等に提出する法定支払調書等の作成事務に限っていることを申し添えます。

本取扱いについては、基金ホームページにおいて加入者及び受給者の皆様にも開示しております。事業主様におかれましては、本取扱いにつきご承知いただくとともに従業員からお問い合わせがありましたら、ご案内のほどよろしくお願いたします。

敬具

* 個人番号(マイナンバー)が必要とされる場合

①一時金(一時所得)・・・支払金額が 100 万円以上の場合

(加入事業所が当基金を脱退された場合に支払われる脱退一時金は、一時所得になります)

②遺族一時金……………加入者死亡、待機者死亡の場合で支払金額が 100 万円以上の場合（遺族の方の個人番号が必要になります）

③年金受給者……………個人番号（マイナンバー）が必要（企業年金連合会より取得致します）

* 企業年金連合会は、主に、企業年金制度を短期間で脱退した方に対する年金給付を一元的に行い、企業年金間の年金通算事業を行っており、個人番号については地方公共団体に準じて直接情報取得が認められている団体です。

（ホームページアドレス <http://www.pfa.or.jp/>）

* 企業年金制度が、受給者様のマイナンバー収集業務を企業年金連合会に委託することは、法令によって認められております。

本件についての問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

ぜんこくDB企業年金基金

住所：〒920-0226 石川県金沢市鞍月 2-3

電話：076-268-5566（応対させていただける時間：平日 8：30～17:00）

担当：塩谷